

## 平成 28 年度 第 1 回 沼津市消費者教育推進地域協議会 会議録

日時：平成 28 年 10 月 21 日（金）13：30～16：00

場所：沼津市水道部庁舎 3 階 会議室

出席委員：色川委員、勝又委員、山田委員、市川委員、深見委員、金崎委員、原田委員、  
渡邊委員、川口委員、濱村委員、志村委員、石塚委員、加藤委員、  
手島委員（代理出席）

事務局：後藤企画部長、加藤広報広聴課長、矢田広報広聴課長補佐、  
後藤消費生活センター所長、山下主任、石井主事

### 1 開会

### 2 委員委嘱

- ・委嘱状交付
- ・後藤企画部長挨拶
- ・委員自己紹介
- ・事務局紹介

### 3 議事

#### 議事(1) 会長副会長選出

金崎委員の推薦により会長に色川委員を選出。

色川会長指名により副会長に勝又委員、金崎委員を選出。

会長、副会長挨拶

色川会長より、沼津市における消費者教育の推進について講話

#### 議事(2) 沼津市消費者教育推進計画と沼津市消費者教育推進地域協議会について

（事務局）それでは、これより議事の（2）に移らせていただきます。ここからは色川会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（色川会長）それでは、3の議事の（2）からで良いですね？「沼津市消費者教育推進計画と沼津市消費者教育推進地域協議会について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）それでは事務局の方から説明させていただきます。まずはお手元の資料の2、A3カラーの用紙「沼津市消費者教育推進計画の概要」をご覧ください。こちらの概要の中にほぼ計画の内容の主なものが載っております。計画策定の趣旨といたしましては、今までの消費者被害に遭わないようにする啓発・教育に加え、今後は消費者一人ひとり

が主役となり、自分の消費行動と社会のかかわり、また自分の行動の影響を考え消費行動ができるという消費者市民社会の形成をめざした教育を、行政だけでなく、学校や地域、事業者など様々な主体と連携しながら一体的かつ総合的に行っていく、ということでございます。

この推進計画は国の基本方針と静岡県消費者教育推進計画を踏まえ、かつ沼津市の特徴を盛り込んで策定しております。策定までには、本協議会と同じく消費者教育や消費者問題に関わっておられる方々にお集まりいただきまして、皆様からご意見をいただいております。

計画の期間は上位計画である「第4次沼津市総合計画後期推進計画」と同じく平成28年度から平成32年度の5年間となっております。

計画の推進に関しましては、この「沼津市消費者教育推進地域協議会」にて消費者教育を推進していくとともに、計画の進捗状況を確認いただき、計画又はその取組について皆様からいただいた意見をもって見直しを行っていくことになっております。

計画の重点目標につきましては概要の左下部分にありますとおり、5つ掲げております。

1つめは、消費者教育の推進に関する法律の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発を行うこと、こちらはかなり言葉が難しくなっておりますので、なかなか普及していく、理解していただくのは難しいかもしれませんが、取り組んで参ります。

2番目は学校、事業所等各主体への消費者教育というものの意識付け及び実践方法を普及すること、3番目は被害に遭いやすい高齢者等への更なる啓発と福祉関係者等との連携強化をすること、4番目は今まで手薄となっていた若年者に対する消費者教育を充実させること、最後の5番目は、消費生活センターの拠点化、つまり消費者教育の要となるようセンターの整備や各主体を結び付け、消費者教育の支援を行うことです。拠点化のイメージとしましては、お手元の緑の冊子、「消費者教育推進計画書」の36ページのとおり、消費生活センターが中心となって消費者教育に取り組んでいく、ということでございます。

取組の方向性につきましては、重点目標の横にありますとおりですが、沼津市独自の取組として2つ挙げております。一つは、市内に高校が11校ございまして、近隣他市町に比べ多い状況にありますので、若年層のなかでも特に高校生への消費者教育に力を入れて取り組んでいくということが一つ、もう一つは、地域・家庭でのエコな生活の取組を推進することです。本市では昔から「沼津方式」と呼ばれるゴミの分別収集への取組が行われており、市民には環境への意識が根付いているところですが、より一層の意識付けを図ることにより持続可能な消費の実践につながっていくものと考えております。

この計画の成果指標につきましては、先ほど色川会長からもお話しがりましたが、概要右下にあります4点となります。一つは消費者トラブルの相談が消費生活センター

でできることを知っている市民が 50%に達すること、もう一つは契約書や押印が無くても契約が成立することを知っている市民の割合が 50%に達すること、そして次に、通信販売やインターネットで買い物した商品はクーリング・オフ対象外であるということを知っている市民の割合が 50%に達すること、最後に、消費者教育を受けたことがある市民の割合が 25%に達すること、を目標としております。

続きまして、沼津市消費者教育推進地域協議会についてご説明いたします。

お手元の資料 3「沼津市消費者教育推進地域協議会 概要及び会議予定」と資料 1「沼津市消費者教育推進地域協議会設置要綱」をご覧ください。

この協議会は推進法 20 条及び沼津市消費者教育推進計画に基づいて設置をしております。先ほど色川会長よりご説明いただきましたとおり、審議会等の諮問機関とは異なり、消費生活センターを核とした消費者教育を推進してゆくための母体となるものとイメージいただければと思います。

協議会の所掌事務といたしましては、大きく二つございまして、一つは市内の消費者教育を総合的、効果的に推進するように連携していくため、委員の皆様の所属団体の消費者教育の取組等についての情報交換や調整を行うことと、もう一つは市の推進計画の取組や進捗状況に意見を述べて頂くことです。加えて、市長が消費者教育に関して必要と認める事項となります。

委員構成につきましては、名簿のとおりとなりますが、主に消費者教育に関わる団体の方、また消費者教育の主体となる団体の方、を構成員とさせていただいております。市の職員につきましては、消費者教育のスムーズな推進、また、各団体との連携のため構成委員としています。

任期は委嘱状のとおり、3 年としております。各団体で異動等により委員として会議に出席が難しい場合には、後任を所属団体から推薦いただき、後任の方には残りの任期をお願いすることとなります。

協議会の会議につきましては事務局で召集させていただきます。

今後の会議につきましては、資料 3「協議会の概要及び会議予定」の裏面にありますとおり、今年度はこの会議にて協議会の立ち上げをいたしまして、翌年度以降は、その年の取組予定を議題として 1 回と実績報告を議題として 1 回の合計 2 回開催する予定であります。委員の皆様の半数の出席が無い場合は開催が出来ませんので、実際の開催日につきましては、事前に皆様のご都合をお伺いするようにしたいと考えております。なお、市職員につきましては、委員が出席できない場合は代理人の出席をお願いします。推進計画と協議会についての説明は以上となります。

(会長) ありがとうございます。それでは今の説明について質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか？

私から二点、一つは取組のイメージなんですけど、以前も言った気がするんですが、協議会が無いんですよね、これ。

(事務局) そうですね。このイメージ図には無いですね。

(会長) 協議会をどこかに位置付けないとなんだか分からないですよ。ちょっともう直せないかと思うんですけど、実質的にはもう協議会はあるので。それと、もう一つは、これはお願いなんですけど、消費生活センターさんがやられる消費者教育絡みの色々なイベント、消費生活展もあるかもしれないんですけど、そういう情報は協議会メンバーには流していただきたいですよ。たぶん広報等に流されるんでしょうけど、それだけじゃなくて、見れない場合もありますので、できるだけ見せていただけるとありがたいです。以上です。

(事務局) わかりました。今年度消費生活展につきましては2月に開催予定ですので、また具体的にチラシ等決まりましたら、委員の皆様には送らせていただきたいと思しますので、ご都合がございましたら是非いらっしやっていただきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

(色川会長) 他にいかがでしょうか？よろしいですか？

(勝又副会長) では、失礼します。資料見て頂くのが一番わかりやすいかと思いますが、計画の概要の市の特徴を踏まえた取組ということで、「通学している」という状況があるという中で、その後の文面で消費者トラブル等に遭う機会が…卒業すると…というふうにあるんですが、「通学する」という市の特徴を踏まえた今後の取組と推進とした時に、例えば具体的な市内でのそういう消費者トラブルとか、そういうものに特化した色々な市のイメージがあるのかどうかとか、そういうトラブルが今非常に多様化してしまっていて、というも私の中でもネットトラブルということで、直接その場にはいない、誰かわからない人たちとのつながりの上でのトラブルに対応していく、そういう意味で通学者が非常に多いということを、こここのころの指導と言いますか、具体的に何かこんなイメージでということをお持ちかどうかを一点伺いたいと思います。もう一つ、その文面の中に高校生のうちから知識と意識を育むと、よくわかる文面でございますけども、先ほど色川先生からのお話もありましたけれども、指導の一貫性と、幼少期から小中を経て高校と発達段階に応じた指導の必要性が一方であろうかと思えます。この高校生のうちからという表現の中に、これまでの小中という発達段階における指導とこの高校での指導というところに、力点の置き方として、何か具体的なこれもイメージといいますか、こういうところに特化するということがあるのかどうか、この二点をお伺いしたい

と思います。

（色川会長）いかかでしょう？

（事務局）まず一つ目のご質問になるかと思うんですけれども、通学しているということで、学校での消費者教育、今学校でももちろん家庭科などの教科の方で盛り込まれているかと思うんですけれども、それ以外にも消費生活センターで相談員が相談をおこなっておりますので実際のトラブルというか、こういったものは世の中にたくさんある、というものがありますので、それを直接的に伝えるために市としては高校、学校ごとに  
出前講座として、トラブルを直接実際を知っている相談員が生徒の前で伝えていくことを一つとして考えております。これで回答になっておりますかね？大丈夫でしょうか？

（勝又副会長）要は、高校生の年代が非常によく集まっているというその特徴の中で、幅広く高校生への教育を進めていく意義があるという理解でよろしいですかね。

（事務局）はい。もう一つについては「高校生のうちから」というところですね。こちらについては社会に出る前に身に付けておいた方が良い知識を、高校生のところでは伝えていくということになるかと思えます。幼児期等については、説明がとても概念的で難しいですがルールを守るであるとか広い意味での行動の基礎となるものを身につけていただいて、高校生については実際に社会に出る前ですので、社会に出てしまうと契約等実際に法律等に関わるようなトラブルも起きてきますので、直接的な知識を学んでいただくということが必要かと考えております。段々狭まってくると言いますか、幼児期では広い意味での基礎を身に付けられるように、高校生では実際にトラブルに遭わないように実質的な知識を身に付けるという形になります。実際に高校生に関する取組につきましても、また後ほど今年度の取組内容についてご説明いたしますので、そちらを聞いていただいて、そのうえでご意見やご質問いただけたらと思えます。

（勝又副会長）有難うございます。

（色川会長）いかがでしょうか。はい、お願いします。

（市川委員）前年度まで成果の指標というところの何パーセントから何パーセントというところの値だけを見たときに、そんなに今の高校生は知らないものですかね？こんなことをしちやまずいとかということを知らないのかということか、昔の僕らの高校生の時を考えると、そんなに今の子どもは脇が甘いというか…、これはよくわからないから聞いているんですけど、こういう教育をしなければならぬような、そんなにトラブルに巻

き込まれることが多いんですかね。わからないんですが、目標とされるということは具体的な例としてインターネットがどうかあるんですがそんなにトラブルってあるものかと思えますけど。

(勝又会長) これは私がお答えしていいかどうかというところがありますけれども、いわゆる被害防止ということが非常に前面に出ているかと思えますので、現実的に数字の上ではありますが、そういう年代にそういうトラブルがあってという事実があるのは確かだと思います。それぞれのお子さんの家庭や環境によってだいぶ違っているかと思えますので、そこがクローズアップされていいかどうかということはまた市の方で判断いただければと思いますけれども、ただ、今後そういう私なんかでもわからない世界のトラブルの引き金がある、具体的にワンクリックであったり色々な言い方をされてますけれども、無防備というよりは予想しない形でそういうトラブルに入ってしまう危険性・可能性が今非常に広がっているということはあるんだろうということは思っております。市内の子どもたちにどういう被害が現実ある、ということはデータとして持ち得ていませんけれども、今年で言えば主権者教育であったり、色々な視点での教育の必要性があると思えますし、先ほどお答えもいただいたんですが、かなりケースごとに対応の仕方が多様化しているということもきっとあるんだろうと思えます。ご指摘のように、基本的な常識的な判断力を備えている子は今もって沢山いるとは思いますが、たぶん今議論されているような消費者教育の範疇にあるものは、われわれが今まで常識として捉えていたところを少し超える部分がありまして、それは機械の進展とか世の中が便利になっていったりする、そういったものへの理解度と言いますか、そんなものにかかわっているのかなという風には思っております。

(事務局) そうですね、高校生が関わっているトラブルなんですけど、実際なところ今スマートフォンがとても普及しておりますので、スマートフォンに関してはワンクリック請求とよく言われるものなんですけれども、普通にホームページや動画サイトなどを見ていてポチッと押してしまった、触ってしまっただけで「あなたこれを見ましたね、いくら請求します」という画面が出て、びっくりしてしまう、高校生や大学生くらいになるとあわててその後にインターネット等で対処法を調べるんですね。そうするとそこで助けますよという詐欺のサイトがあるとそこでまたひっかかって二次被害にあってしまうこともあります。私の高校生の時よりも色々なものが進化していて、高校生も色々なものを使っていますので、色々なことを知っているために騙されるということもあるかと思えます。ワンクリック請求につきましては、高校生だけでなく、それこそお年寄りから若者まで皆さん相談は寄せられておりますので、高校生がというよりは世の中がだんだん色々複雑化してきていて、そのことによって被害にも遭いやすくなっているということがあり、対応できるようにわれわれも色々な情報を提供しなくてはな

らないというところがありますので、すべての被害に遭わないようにと言うのは難しいかもしれないですけども、少しでも被害に遭わないように情報を提供していくことが必要だと思っています。

(市川委員) 平成 27 年度の値(通信販売やインターネットで買い物した商品は、クーリング・オフの対象外であることを知っている市民の割合)が 21.3%とありますよね? そんなものですか?

(事務局) 実際に相談員が相談を受けているのを聞いていても、かなり知らないですね。クーリング・オフという言葉は知っていても、なんでもクーリング・オフできると思っている方がかなり多いです。クーリング・オフできると思って業者にも連絡したけれども、できないと言われ、そんなはずはないという相談もいただきますので、行政の説明というかそういうことも足りていないのかもしれないと思いますけれども、クーリング・オフという言葉だけが独り歩きしてしまっていて、詳しいところまでは知らない、ここに書いてあるとおり通信販売やインターネットで買い物したものはクーリング・オフの対象外ですけども、無条件で解約や返品できると思っている方がかなりたくさんいます。

(色川会長) 今のところで申しますと、クーリング・オフ対象外の通信販売の事を勉強するのは本当は中学なんです。だけど、たぶんどけないですね。結構間違える問題みたいです。そもそもセンターがどこにあって、相談をどのように受けてくれるかもわかってないことが多いですね。だからこの数字はむしろ高いぐらいで、もっと危ない気がします。現実には、だから東高はともかく、沼津全体でみると若年者はまだまだ不十分なところがあるかもしれないですね。ただ、このデータは市民全体でしたっけ?

(事務局) 違います。こちらは市民意識調査という調査を毎年おこなっておりまして、抽出した 2,100 人の方に消費生活センターの質問以外の質問も併せて質問を送らせていただいて、回答があったものについてになりますので、市内全体の正確な数字という形ではないかと思えます。

(色川会長) ただ市民全般の話ですから、若年者に特化したデータではないので、また若年者だけならば違うデータが出るかもしれないですよ。でも、低いでしょうね。はい、どうぞ。

(金崎副会長) 消費者教育全般で考えた時に、悪質商法とかそういうことだけではなくてやはり幼児期から消費者として生活していくためにはどういうことが必要かという

ことを、小さい時から植え込んでいく必要があるんじゃないのか、例えば買い物にお母さんに行ったときに値段だけじゃなくて、ちょっと表示を見ることも必要だよと親が教えることも必要かなと思うんですけど、その親の教育がまだできていないのかなというのはあるんですけども、小さい時から植え込んでいくと、それが積み重なって大きくなってからも自分でどうしたらいいかということが考えられるようになるんじゃないかなと思うんですね。前にも言ったと思うんですけど、学童保育なんかに行って啓発をやらせてもらおうと、子どもたちは非常にのりがよくて、家に帰ってからお父さんにこういうことを教えるんだとかいうこともあるので、是非小さい時からの教育にも力を入れて行っていただけると嬉しいなと思います。

(色川会長) はい、お願いします。

(渡邊委員) 高校生にそういう教育が必要なのかというところで、多少お話しさせていただきたいんですが、事務局から説明があったのは実際スマホとか通信契約とかというところだともうんですけど、実は大学生に関してマルチ商法の被害というのが、安定して数があるんです。減少傾向ではありません。横ばいか増えているぐらいということなので、場合によっては成人している大学生とかですと、先輩から言われて借金までして、例えば就職に役立つ教材だとか買わされて、友達何人か連れて来れば借金も返せるしお金も儲かるよと言われて簡単にひっかかってしまっていきなり4、50万円の借金を抱えてしまったというようなケースが実際に報告されてまして、これは国民生活センターとかの方でも報道発表されていたりする内容だったりするんですけど、そうすると大学生になる前に、もちろん先ほどの継続的な教育が必用だという話があったんですけども、やはり大学生になるにせよ、社会人になるにせよ、何かしらの教育をする必要性は非常にあるんじゃないかと思います。特に、たぶん昔だと携帯電話等便利なものがなかったわけですから、何でも、知り合いの人というのは顔を突き合わせている比較的濃密な人間関係だったと思うので私の世代ぐらいまではそんなに簡単にひっかかることも意外と無かったんだと思うんですけど、今はもうメールとかLINEとかでしか繋がってなくて、顔もよく知らないとかよく話したことがないとかそういう人間関係が希薄化している中で、例えば儲け話があったときに儲かるんだったらいいんじゃないかとか、簡単にとびついちやうというところが、私はあるんじゃないかと思います。先ほどの時代とか社会の複雑化とかもあるんだと思いますけれども、そういった意味でも消費者教育は特に高校生、これから社会に巣立っていく子たちに徹底的にやっていくのは非常に価値があると思いますし、また、みなさんご存知かと思いますが、例えば振り込め詐欺でお金を受け取りに来る子が高校生だったとかいうこともよく新聞報道等で目にするかと思うんですけど、どうしてそういうことになっちゃうんだらうと逆に皆さん思われていると思うんですけど、現実にはそれが起きているんですね。ですから、消費者

教育を通じてそういうことにもかかわらないようにするというのも教育で生徒さんたちに啓発していければいいんじゃないかなというふうに私は思っています。以上です。

(色川会長) ありがとうございます。課題は多いですね。

(事務局) はい。そうですね。

(色川会長) 多いんですけど、厳密にはやられてるはずのところになかなかやられていない、という問題がたぶんあるので、その辺のところを実質的にちゃんとやっていただける状況を作るというのが大事かと思いますけど。ありがとうございます。

たぶん取組状況の中身に入っている感じがするので、そちらを続けたいと思いますけれど。

(事務局) 議事の途中で申し訳ありません。広報広聴課長と課長補佐につきましては、所用の為、途中で退席させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局) それでは、議事の(3)の取組状況について説明をさせていただくということではよろしいでしょうか？

(色川会長) はい。

(事務局) まだ計画の初年度でもありますので、本日は今年度の主に消費生活センターの取組状況、実施している事業について中心にご説明いたします。お手元のA3サイズの資料4「平成28年度消費者教育主体別取組状況」をご覧ください。

こちらにつきましては、市役所庁内各課に8月末時点の消費者教育に関連すると思われる事業について照会いたしました。今年度消費者教育に係る取組は40事業となりました。

こちらの一覧表につきましては、推進計画の最後に添付されている消費者教育推進におけるイメージマップに合わせて、各事業について幼児期であるとかの各期と、重点領域を整理したものになります。個別の事業内容は資料5、A4サイズの事業別個票「消費者教育に関する事業の取組状況について」にすべての事業の調査票がございます。消費生活センターの取組としては今年度18の事業に取り組んでおります。

各期、各ライフステージごとの取組について簡単にご説明いたしますと、まずは幼児期につきましては、今年度は乳幼児保護者への啓発として、保育所入所の申込に来庁し

た保護者に県が作成しております消費者教育冊子の配布をしております。

小学生期につきましては、小学校高学年及びその保護者に向けて夏休み親子消費者教室を開催する予定でしたが、当日台風となりまして、中止となりました。こちらにつきましては、春休み等に代わるものを実施したいと考えております。また、消費者協会と重なってしまいますが放課後児童クラブの連絡会の時に出前講座をPRいたしまして、夏休み期間に2クラブに出前講座を実施しました。また、本日資料7として皆様にお配りしている出前講座と消費者教育関連のDVDの案内、こちら実際のものですが、各学校に送付しました。1枚目が出前講座についての案内、その後ろから貸出できるDVDの一覧となっています。そして12月頃になるかと思っておりますけれども、くらしの豆知識という消費生活に関する情報冊子を学校図書館用等置いていただくために各学校に配布する予定でおります。出前講座の案内とくらしの豆知識の配布については中学校、高校にも行う予定です。その他、2月にキラメッセぬまづで開催する消費生活展で商工振興課の出展の内容とはなりますが、小学生等を対象とした伝統工芸の体験ブースを設ける予定であります。その他の出展団体につきましても子どもが楽しく遊んで学べるような出展内容を考えていただいているところがあります。

中学生期につきましては、出前講座等の案内、冊子の送付に加えて、家庭科の先生が集まる「沼津教育振興会教科部会」の家庭科の会議に出席させていただきまして、出前講座の案内をし、中学生向け消費者教育冊子をその時にお配りしました。その中で、実際に授業に使いたいという学校が2校ありましたので、生徒1学年分になりますけれども、それぞれお送りしました。

高校生期につきましては、同じように学校への出前講座、DVDの案内を送らせていただいた以外に、各学校に訪問いたしまして、出前講座の実施についてご検討いただくようお願いしております。高校での出前講座は、現在1校実施が決まっております。

成人につきましては、成人式に参加する新成人にくらしの豆知識を配布する予定でおります。これは5年位続けている事業となります。また、消費生活に関する知識を身に付けるためのくらしのセミナーを今年度4回開催予定です。そして、5月と12月に沼津駅周辺で県や消費者団体、消費者モニター、警察等と協同で街頭キャンペーンを行う予定であります。その他消費生活展の開催、広報紙に記事を載せたり、フェイスブックでの情報提供に取り組んでおります。

最後に高齢者につきましては、長寿福祉課から依頼を受けた民生委員の方々が夏に一人暮らし高齢者の調査を行っておりますので、その際に資料8になりますが、たからっこ通信というチラシの配布をお願いいたしました。こちらのチラシは消費生活センターが相談窓口としてあるということ、そしてこの時にとっても振込め詐欺に関する電話が多かったということでその内容、裏面は熱中症に気を付けましょうという国民生活センターの見守り新鮮情報を刷り込んだ形になっております。また、敬老行事におきまして、本日タオルと一緒にビニールパックに入った形でお手元にあると思っておりますけれども、た

からっこ通信の敬老行事特別号としてもう1号つくりまして、敬老行事に来場された高齢者に手渡しでお渡ししております。それ以外にも、長寿福祉課で実施しております筋力パワーアップ教室の終わりの時間を少しいただいて、啓発を行っております。

今年度は今まで消費者啓発や教育の対象としてあまり重きを置いていなかった世代に対する働きかけを積極的に行う方針で取り組んでおります。

新規に行っている取組としましては、先ほど説明しました、1の乳幼児保護者への啓発として、県が平成26年に作成した消費者教育冊子「～幼児期から消費を学ぶ～こどもの生活力を育てるひと言」を100冊子育て支援課の窓口での配布依頼をしております。また、出前講座・消費者教育DVD貸出の周知につきましては、今までも生涯学習課を窓口とした消費生活出前講座を実施してはありましたが、主に自治会や婦人会等からの申込みが多く、事業所や学校等からの申込みはほとんどない状態でした。あっても一つ二つと数える程度でした。計画の成果指標として相談窓口としての消費生活センターの周知度や消費者教育を受けたことがある割合を挙げておりますが、やはり直接消費生活センターの相談員や職員が出前講座を行うことで、消費者教育や消費生活センターを印象づける効果はかなり高いと考えておりますので、先ほども触れましたが、出前講座についての案内を小学校、中学校、高校に送付したほか、出前講座についてのPRをしております。これにつきましては個別の調査票の13番に現在周知を実施したものについて記載しておりますけれども、特に高校生に対する出前講座を実施するために、高校を1校1校あたりまして、校長先生や教頭先生に面会しまして、出前講座実施について協力をお願いしているところです。取組の結果、これからの予定も含め、放課後児童クラブ2つ、中学校1校、高校1校、専門学校1校での出前講座の実施となりました。また、学校の授業等で使用できるように消費者教育関連DVDの貸出についての情報提供をしていきたいと思っております。

DVDについては今年度新たに若者向けのものと同がい者向けのものを購入しまして、その他に冷凍食品に関するもの、洗濯表示に関するもの、電話による詐欺に関するものが加わっております。

若者から成人一般への啓発及び情報提供として、消費生活センターのウェブCMとフェイスブックを作成いたします。取組状況個票の中の14、15番の取組となります。ウェブCMにつきましては、特に若年層に注目していただくように、よしもとの劇場が沼津にあることもありまして、沼津に関わりのあるよしもとの芸人を起用した、消費生活センターのPRと、消費者トラブル事例等の動画を作成し、ユーチューブやフェイスブック等にアップする、というものです。こちらは現在内容について計画中です。

フェイスブックにつきましては、8月に実際オープンしてありまして、セミナー等の開催情報や出前講座の報告、国民生活センター等他機関からの注意喚起情報などの情報提供をしております。資料の後ろの方に「消費生活センターフェイスブックページの開設について」というものを配布させていただいておりますけれども、委員の皆様で自分

のフェイスブックページをお持ちの方はぜひ消費生活センターのフェイスブックに「いいね」を押していただいて、情報を見て頂けたらと思います。ウェブCMIにつきましても、フェイスブックにつきましても、どのように注目を集めて、見ていただくかが現在課題となっております。

最後にたからっこ通信の発行についてですが、本来消費者教育及び啓発の情報提供紙として、計画策定の前段階から「ぬまづたからっこ通信」として発行していったらどうかというお話がありまして、定期的に発行するよう内容を検討しておりましたが、全年齢に向けての内容となると、どうしても盛りだくさんになってしまい、特に高齢者にはわかりにくくなるのではないかという意見が内部で出ました。そこで、お手元に実際のものをお配りしておりますけれども、今年度1回目の配布さきについては高齢者に限定して、一人暮らし高齢者に配布するというので文字も大きくし、情報も絞り込んだ形で発行しております。また、2回目の敬老行事用につきましては、袋に入っているため分かりにくいとは思いますが、クロスワードパズルを作成し、クイズによって考え学ぶという内容も取り入れております。

たからっこ通信については、今のところ、配布先や相談の現状に合わせ柔軟に内容を考え、発行していきたいと考えております。今年度の発行は後1回2月に開催する消費生活展で配布できるように、次については一般向けとして、消費者市民社会についても盛り込んだ内容で作成し、発行していきたいと思っております。

駆け足になりましたが、消費生活センターの取組については以上ですが、実際の取組票の中には他の課が実施しているものもありますので、何かありましたら、今回お伺いしまして、持ち帰って確認したうえで次回協議会等にてご説明したいと思っております。そして、市の取組以外に、今回協議会の出欠についてお伺いした時に、各委員の所属する団体等における今年度の取組について、一緒に少しお伺いしました。その中で情報提供いただいたものについてご紹介したいと思っております。

まず、山田委員が会長を務められている沼津市子ども会育成連絡協議会の取組ですが、6月12日に開催された「砂の造形大会」、つい先日ですけれども10月16日に開催された「子ども遊び王国 IN 沼津」それぞれの閉会式前にクリーン作戦を実施されています。また、小学生5、6年生を対象としたリーダー育成事業として、商店街で買い物をし、その食材や材料で料理や工作をする活動を取り入れてらっしゃるそうです。

次に金崎副会長が会長を務められている沼津市消費者協会ですが、啓発及び教育用の紙芝居を作成されています。また出前講座にも取り組まれております。紙芝居は高齢者を対象としたトラブルに関する内容の「高齢者被害」というものと幼児や低学年児童及びその保護者を対象とした日常生活での危険についてを内容とした「危険がいっぱい」、そして一般市民を対象とした「地球温暖化について」という3点です。出前講座につきましては、放課後児童クラブと高齢者向けに行っておられます。

本日民生委員の桐澤委員は欠席されておりますけれども、民生児童委員協議会は県主

催の、東部県民生活センター、消費生活センターと同じく消費生活相談を受けているところですが、その職員を講師とした研修会に参加されたそうです。団体として外に向けたものだけでなく、団体の中で自身が教育を受けるということも重要ですので、皆様の団体でも講座や講演など、積極的に参加いただけたらと思います。

司法書士の鈴木委員も欠席されておりますが、9月の11日に県の司法書士会の親子法律教室として、商工会議所会議室において小学校4年生から6年生とその保護者に対して紙芝居を使った法律教室を実施されたということです。

また、この協議会の構成員ではありませんが、県の東部県民生活センターの方でも出前講座を実施しておりまして、来年の1月に市内の高校1校に出前講座を実施すると伺っております。東部県民生活センターは県東部の担当となっておりますので沼津市だけではないですけれども、出前講座の実施については相互に情報交換を行っております。

簡単ですが、取組状況については、以上です。

(会長) 事務局から説明がありましたが、質問やご意見等ありますでしょうか？

(会長) 私から少し良いでしょうか。最後に説明されていた各委員の団体における取組については、できれば後からでも良いのでフェイスブックに掲載して、外に発信した方が良いと思います。

(事務局) ご指摘いただいた通り、せっかくフェイスブックページを作りましたので、その場で各団体の取り組みについてお知らせや実施報告を紹介させていただくようにしていきたいと思っております。

今回協議会を開催するにあたって、皆さまに各団体の取り組みの状況についてお伺いしましたが、それ以外の方法での情報収集する有効な手立てが考えられていない状況です。各団体の情報を収集するという点で、このようにしたら良いというようなご意見がありましたら是非お伺いしたいと思っております。

(会長) たとえばサイボウズなどのサービスを利用するなど、いくつかやり方はあると思います。協議会の中で共有できる場所を作って、そこに事務局や委員が情報を掲載するというふうにするとよいのではないのでしょうか。

(事務局) 参考にさせていただきます。

(会長) その他、何かございますか？

(勝又副会長) 私から一つ、関連があるかどうか分かりませんが、今はメールが普及し

ている中で、例えば警察が犯罪情報などを登録者にメールで送付するというようなしくみがありますが、消費生活センターでは個人に情報を発信するようなものがありますか？

（事務局）今は、消費生活センターとしてはないです。沼津市としては、同報無線で詐欺電話などの注意情報を放送した際に、放送内容が登録者にメールで送られるというものがありますが、現在は消費生活に特化したものはないです。

（勝又副会長）分かりました。個人情報を集めることにもなるので、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、省庁など国の組織でも登録者に定期的にメールを送るという取り組みを行っているところも多いので、このようなことも検討もよいのではないのでしょうか。

また、細かい点になりますが、取組みについてまとめた資料に記載のあった、啓発冊子の配布というところで、くらしの豆知識を配ったという事ですが、その冊子はどのくらいの分量のものなのでしょうか。

（事務局）冊子のサイズはA5版です。2017年版は掲載内容が少し変更されていて、以前のものよりも広く浅くという作りになっています。

（勝又副会長）配布資料の事業別個票を見ましたが、その冊子を各学校5冊程度配って、クラスの活動であるとか総合学習の時間などで使うとか、例えば一クラス分、小中だと35名と高校だと40名くらいであると思うが、くらしの豆知識を配るというのは可能性が低いとは思っているので、手間にはなるがその冊子の沼津市版というようなものを集約して、一クラス分を配布することができれば、使い勝手はかなり広がると思います。

また、これもかなり難しいことだとは思いますが、学校ごとに主テーマを決めて、今年はこのについて勉強していこうと、例えば防災であったり防犯であったり教育という部分であったりすると思いますが、消費者教育という大きいテーマを目標の中に入れることができれば、学校での研究のひとつのテーマとして扱ってもらえればよいのではないかと。

せっかくの貴重なものでありますので、そのように活用されればよいのではないかと思います。

（事務局）ありがとうございます。予算等の関係もありますので今年度は難しいかと思いますが、実際に使ってもらわないと意味がないものですので、来年度以降にできるかどうか検討してみようと思います。

冊子は一クラス分あった方が使ってもらいやすくなるということですか？

(勝又副会長) これも一つのやり方ですが、その冊子の作成委員みたいな形で、中学校や高校の現場の方に入って頂くとより良いものができるのではないかと思います。消費生活センターで最新の情報を入れて作るのも大事だと思いますが、現場の意見を取り入れた方がより生徒に受け入れやすいものを作ることができると思います。

すぐにやらなければいけないと言うわけではありませんが、今後検討をしてみたらどうでしょうか。

(会長) 他はいかかでしょうか。

(渡邊委員) すこし答えにくいことを聞くかもしれませんが、沼津市消費者教育推進計画の中では消費生活センターの拠点化を図るという事になっているかと思いますが、各事業の部分を見ると各課がばらばらに取り組んでいるようにも見えるので、各課との連携という点に関して現在の状況と、今後展開をどうするかという点を教えていただきたいです。

(事務局) 今回の協議会を開催するうえで、各課に今年度の取組状況について照会をかけた際にも、各課の方としてもどの事業がどのような点で消費者教育に当てはまるのか分からないという声がありました。また、消費生活センターとしてもすべての課の事業を把握している訳ではないので、今回の資料に記載されている内容は各課での判断となってしまうと思います。なおかつ、消費生活センターが総合的に各課を結びつけるという機能を果たせていない状態です。

他の市町村で行われているように、ワーキンググループを作って検討したうえで協議会の場で報告をして、委員の方からの意見をいただき外の意見も取り入れていくというやり方もあるのではないかと考えていますが、まだそこまでの検討ができていない状況ではあります。

今年度の協議会は1回のみで開催になりますが、来年度以降は年度当初にその年度の計画、そして年度末にその年度の実績についてご協議いただきたいと考えております。年度途中で消費生活センターと各課との連携を取るというのはなかなか難しい部分ではありますが、年度当初及び年度末の時点で各課からの情報を収集し、それについて協議会のご意見を頂いた内容を各課の取組みに反映させていくというような関係で進めていけたらと考えています。

(会長) 難しい部分ではありますが、他の自治体でもそうですが、この協議会を作るという事自体が連携取ることのきっかけとなると思います。中も外も連携を取るということはなかなか簡単ではありません。実際に意味がある事をやった方が良いと思います。

やり方の一つの例として他の自治体であったのが、出前講座を学校で行う際に協議会の委員などに公開して、実際に興味がある委員に出前講座を見てもらうようにしているところがあります。そうすると出前講座のやり方を学ぶことができたり、普段接することの無い高校生や中学生の様子が分かったりして、お互いに勉強になるという部分があります。そういう取り組みを続けていくということも良いのではないかと思います。出前講座のブラッシュアップに繋がると思いますので、検討してみたらどうでしょうか。

その他はいかがでしょうか。

(濱村委員) 先ほど渡邊委員から、消費生活センターの拠点化について話がありましたが、先ほどの事務局の話聞いて思ったのが、民生児童委員が一人暮らし高齢者の家庭を訪問する際に、振り込め詐欺に注意するようとか困った時は消費生活センターに相談するようと呼びかけるという取組みが、まさに消費者教育に関連するのだと考えました。

消費者教育に関連する課として、何が消費者教育推進計画の中でポイントとして協力できるのかということが分からなかったというところがあります。

例えば、沼津市の特徴を捉えた取組みについて、先ほど勝又副会長が質問された点については、自分も同じことを疑問に感じました。高校生に対して取り組みを行うということになっているが、具体的に何をどのように行っていくのか聞きたいと思いました。また、出前講座をやっていくという話ですが、その講座の内容についても話を聞く側にとって切実なことだと感じるような内容、例えばワンクリック請求などの具体的な事例を盛り込み、困った時は消費生活センターに相談すれば良いのだということを感じてもらえるようにするべきであると思います。

また、消費者教育の対象はすべての年齢層であるので、どのような教育を行っていくかというのがあまりにも幅広いと感じます。沼津市としてどのように消費者教育を進めていくのかという部分を、担当課同士でも意識を合わせていく必要があると思いますので、その部分も市役所の中でも連携をしていきたいと考えました。

(深見委員) 今回初めて参加させていただいて、消費者教育というのはすごく大事なことだと感じました。その中で具体的に何をしていけばよいのかということを考えていましたが、出前講座をまず自分自身が受けてみたいと思いました。

自分の中でもまだ漠然としている部分がありますので、まずは自分が理解して現状を把握したうえで、本腰を入れて取り掛かりたいと思いました。

(会長) そのような気持ちになって頂ける方が増えることが大事だと思います。

今までの話をまとめると、高校生に対する教育を中心に考えるとすると、やはり高校

生向けの教材を作るなどという話になるかと思えます。時間の都合もありますので大量には作れないかもしれませんが、そういうことも考えていく必要があるかもしれません。取組みについても、実績だけまとめるのではなく、どのような取組みをどれくらいやるという目標を立てて、それに対してどれくらいできたという結果が見えると良いのではないのでしょうか。来年度でも良いので、成果目標に加えて出前講座をこれくらいやるというような行動目標を立てても良いと思えます。

実際出前講座の回数が大幅に増えてしまったら、消費生活センターの体制としては大丈夫ですか。

(事務局) 実際その点は課題になっています。実際、出前講座は相談員の負担になっていて、高齢者に対する講座であればある程度実績もあるので、それをベースにして実施することができるので良いのですが、高校などの新しい場での講座となると、家庭科などの学習内容にも入っているという点もあり、良い内容の講座を行わなければならないという姿勢で講座の内容を検討しているため、大きな負担となっています。

今年度はまだ1校のみでの開催ではありますが、今後さらに回数が増えた場合に、日々の相談業務との兼ね合いなど、心配される部分はあります。

(会長) その点は全庁的に考えていかなければいけない部分であると思えます。

とりあえずできる事としては、協議会のメンバーで相談員の代わりに出前講座を行ってくれる人や組織を見つけてお願いするとか、一緒に講座の内容を考えるということではないのでしょうか。そのようなところを含めてやっていかないと、なかなか大きく広がっていかないと思えます。

(山田委員) 計画の中で成果指標を4つあげていますが、この取組みを行うことでこの目標を達成するという、具体的な部分まで考えているのでしょうか。

例えば、消費者教育を受けたことがある市民の割合を25%にするというのは、学校や高齢者向けに出前講座を行ったり、駅前で呼びかけを行ったりということが手段になると思いますが、そのような具体的な計画はあるのでしょうか。

(事務局) 成果指標になっている点については、出前講座などの啓発の際に必ず伝えるようにしています。しかし、実際にどのようなことをやっていけば目標が達成できるのかと考えると、かなり高い目標だと感じています。

先ほど会長からもあったように、5年後に目標達成することは無理でもその次の計画の中で達成することができればよいと考えています。

(会長) 例えば、たからっこ通信のような冊子を作成して、それをもとに啓発をすると

いうのも手段の一つであると思います。

今山田委員からあったように、単純に考えたら目標を達成するには今やっていることの倍のことをやらなきゃいけないということになります。それは消費生活センターの体制的にも、現実的には難しいのではないですか。

(山田委員) 例えば、資料にあるDVDの内容を見ると結構面白そうなのがあるじゃないですか。学校や放課後児童クラブだけに配るだけではもったいないと思いますが、連合自治会や寿大学に配布していないですか。

(事務局) 今はまだ配布していませんが、今後のご指摘のあったようなところにも周知していくように検討していきたいと思います。

(会長) 今の話の様な、いろいろなルートがあると良いですね。他にもあれば是非情報を提供して頂きたいです。

(原田委員) 私が所属している団体に何ができるのかということがよく分らないです。また、成果指標になっていることを周知するのが目的なのか、被害を防止することが目的なのか、どちらなのかが分らない。

消費者教育という部分では、高校生や高齢者に対する啓発という話が先ほどから出ていますが、協議会というのは悪質業者から消費者を守ることが目的なのか、それとも市民全体に対する消費者被害を防止することが目的なのか、そのどちらなのかという点がよく分らない。

(会長) 基本的には市民全体に対する教育が目的であると思います。

確かに社会的弱者と言われている方が消費者被害に遭う事が多いと傾向がありますので、全体に対する教育はもちろん、個別の対象に対する教育も必要であるというのが現実であると思います。

しかし、それだと対象が広くなってしまうので、沼津市は高校が多いという特徴を踏まえて、特に高校生に対する教育を強化するという計画になっています。

(原田委員) それであれば、今年は高校生を対象を絞ってやったほうが成果も出るし、分かりやすいのではないかと思います。

(会長) そういう手もあるかと思います。他は全くやらないと言うわけではないにしても、例えば高校生に絞って行うという事もひとつの方法であると思います。

(原田委員) 高校生もいずれ大人になり社会人になっていきます。最近はあまり見なくなりましたが、例えばキャッチセールスが多かった時代は、若い時にそういうものを経験していると大人になっても騙されないという傾向があるともいいます。なので、先ほど他の委員の発言にもあったように、出前講座で消費者トラブルの具体的な事例について伝えるようにしていくというように、若いうちからしっかりと教育していくという事が大切なのかなと考えました。

(勝又副会長) 学校の現場では色々な教科・科目があり、その中の一つである「情報」という科目ではコンピューターの操作という内容に加えて、インターネットのモラルという話も出てきます。また、学校によっては専門の方を呼んで講座を行っているところも相当数あると思いますし、入学時や卒業時での消費者教育を行うケースもあります。あとは、社会科や家庭科、保健体育などでも部分的に消費者教育に関わる内容が含まれるかと思います。ただし、それらが消費者教育の筋が通っているかどうかというところは確認しなければならないと思いますし、課題はあるかと思います。そういう意味では、高校生が消費者教育の対象として設定されるというのは良いのではないかと思います。

(会長) そろそろ時間も来ておりますが、その他いかがでしょうか。

(事務局) 色々ご意見いただきましてありがとうございます。本日いただいた意見は今後の取り組みに反映させていきますし、各課との連携という部分は課題として取り組んでいきたいと思っております。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(濱村委員) 各課との連携という点では、関係各課との情報共有を密にして、例えば高校生が集まる場があればそこに行って啓発をするということもできるんじゃないかと思われましたので、今後は庁内で協力していきたいと思われました。

(事務局) いろいろなイベント等で少しでもお時間を頂けるようでしたら、こちらから出向いていきまして啓発をさせていただきたいと思っておりますので、是非ご協力いただければと思います。

次回の協議会については、平成 29 年の 5 月頃に開催したいと考えております。内容としましては、平成 28 年度の取組内容の実績報告と、29 年度の取組の計画等について協議いただく予定です。なお、委員が所属される団体等の取組状況についてのご紹介は、次回はもう少し充実したいと思っております。委員の皆様にお話しをさせていただきたいと思っております。

本日は、長時間にわたり、沼津市消費者教育推進計画についてご協議いただきまして

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。お気をつけてお帰りください。